

証書の再交付申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第37条又は第46条、第54条及び第63条において準用する第37条の規定により申請します。

再 交 付 申 請 の 理 由		破った。	汚損した。	失った。
手当種別	医療特別手当 特別手当 健康管理手当 保健手当	証書記号番号	第	号
紛失年月日		令和	年	月 日

添付書類 理由が、破った・汚損したの場合は、破り・汚した医療特別手当・特別手当・健康管理手当又は保健手当の証書

-
- (注意) 1 失った医療特別手当証書・特別手当証書・健康管理手当証書又は保健手当証書を発見したときは、すみやかにこれを返納しなければならないこと。
2 新たな医療特別手当証書・特別手当証書・健康管理手当証書又は保健手当証書が交付されたときは、従前の証書はその効力を失うこと。